

ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、ラベンダー発祥の地上富良野町を応援しようとする人々による寄附金を財源として、寄附者の上富良野町に対する思いを具現化することにより、多様な人々の参加による豊かで活力あるふるさと上富良野づくりに資することを目的とする。

(事業区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金(以下「寄附金」という。)を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) ラベンダー発祥の地としてラベンダーを核としたまちづくりに関する事業で、次に掲げる事業

- ア ラベンダーの育成、保護、管理及び利活用に関する事業
- イ 日の出公園の整備及び管理運営に関する事業
- ウ ラベンダーとともに織りなす、優れた景観の保全及び利活用に関する事業
- エ 四季に応じたイベントの推進に関する事業
- オ ホスピタリティの推進に関する事業

(2) 前号のほか、町長が必要と認める事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業の財源に充てることを目的とし、寄附者から収受した寄附金を適正に管理し、運用するため、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金(以下「ラベンダー基金」という。)を設置する。

(積立)

第4条 ラベンダー基金は、第2条に規定する事業に充てるため寄附者から収受した寄附金を、一般会計の歳入歳出予算に計上して積立てるものとする。ただし、第2条第2号に規定する事業に充てる場合で、町長が必要と認めるときは、寄附金をラベンダー基金に積立てることなく、その他の基金に積立てることができる。

(寄附金の管理運用の特例)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、寄附金をラベンダー基金又は、その他の基金に積立てることなく、第2条に規定する事業の必要な財源に充てることのできる。

(寄附金の指定等)

第6条 寄附者は、第2条に規定する事業のうち寄附金をいずれの事業に当てるかを予め指定できるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、第2条第1号の指定があったものとみなす。

3 町長は、寄附金の取扱いに当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(管理)

第7条 ラベンダー基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 ラベンダー基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第8条 ラベンダー基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、ラベンダー基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第9条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、ラベンダー基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第10条 町長は、第2条第1号に掲げる事業に当てる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、ラベンダー基金の全部又は一部を処分することができる。

(ラベンダー基金に属する現金の保全)

第11条 町長は、第7条第1項の規定によりラベンダー基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができる。

(運用状況の公表)

第12条 町長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例(平成20年上富良野町条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附申込書(別記様式第1号)により受けるものとする。

3 町長は、寄附金の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

4 町長は、前項の規定による取扱いを行った場合は、その決定の理由及び経過を記録しておくなければならない。

(寄附金の受納証明)

第3条 町長は、寄附金の受納後すみやかに、寄附金受領証明書(別記様式第2号)を寄附者に送付するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第4条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附金台帳(別記様式第3号)を作成しなければならない。

(寄附金の額)

第5条 寄附金は、一口5,000円とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(運用状況の公表方法)

第6条 条例第12条の運用状況の公表については、上富良野町ホームページの他、必要な方法により公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。